

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第19回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月7日（金）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、高橋委員、田中委員、原澤委員、丸橋委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案6件についての審議を行った。

これまでの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた4件について、その方向性が維持された。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、12月11日（火）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第20回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月11日（火）14時00分から17時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、矢田委員長代理、高橋委員、田中委員、原澤委員、保坂委員、丸橋委員、
峰岸委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 委員会の運営について
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 委員会の運営について、以下のように決定した。

- ・ 委員長により、矢田委員が委員長代理に指名された。
- ・ 委員会の運営規則について、部会の設置等に係る改正案が事務室から説明され、了承された。
- ・ 第一部会及び第二部会が設置され、委員長により、各部会に所属する委員が指名されるとともに、第一部会の部会長として飯塚委員長が、第二部会の部会長として矢田委員長代理が、それぞれ指名された。
- ・ 第一部会、第二部会に分かれての審議は、平成20年1月から開始することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案6件についての審議を行った。

2件については、申立人の給与から保険料が控除されていたことは認められるものの、事業主が正しい届出を行っていたこと又は保険料を納めていたことの確認ができないため、現行法の下では記録訂正が認められない事案として、政府における対応を待って検討することとされた。

また、これまでの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、12月20日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第21回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月20日（木）14時00分から17時30分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、高橋委員、田中委員、原澤委員、保坂委員、丸橋委員、峰岸委員
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案7件についての審議を行った。

これまでの審議において申立期間の国民年金保険料は全て納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

また、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた3件について、その方向性が維持されたほか、新たに2件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案3件についての審議を行った。

これまでの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた3件について、その方向性が維持された。

(3) 次回は、12月27日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会（第22回） 議事要旨

1 日 時 平成19年12月27日（木）14時00分から17時20分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、矢田委員長代理、高橋委員、田中委員、原澤委員、保坂委員、丸橋委員、
峰岸委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案1件についての審議を行った。

これまでの審議において申立期間の国民年金保険料は全て納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性を維持しつつ、補足して確認すべき点について調査することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

3件について記録の訂正を要しないとの方向性が確認され、他の2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 平成20年から、審議は、基本的には2部会に分かれて行うこととされた。第一部会は、1月10日（木）14時から、第二部会は、1月8日（火）14時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕